

「調書方式」に対応した金融機関から借入れをされた方へ

交付の時期に
ご注意ください

年末調整のための住宅ローン控除証明書の交付時期について

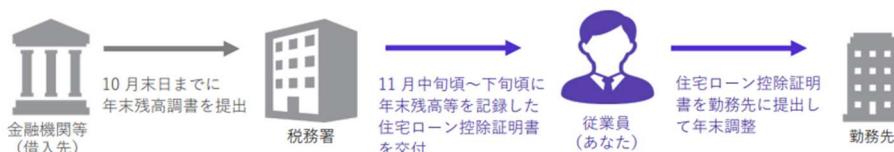
※調書方式とは、調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から従業員の方に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

- 確定申告で住宅ローン控除証明書の受取方法について「書面交付」を希望された方 -

▶ 住宅ローン控除証明書は入居2年目の11月下旬頃に、対象の方へ入居2年目以降分を一括で郵送(※)します。

(※) 年末残高や控除見込額（以下、「年末残高等」といいます。）が記載される住宅ローン控除証明書の交付は、**入居2年目分のみ**となります。年末残高等が記録された入居3年目以降分の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請手続」を行い、「電子交付」を希望してください。

※電子交付の場合、住宅ローン控除証明書には、調書方式に対応した金融機関等から提出された「年末残高情報」に基づき、原則、年末残高等が記録されます。上記以外に調書方式に対応していない金融機関等からの借入があるときには、当該金融機関等から交付される「年末残高証明書」を確認していただき、ご自身で年末残高等を再計算してお手続きください。



2025/11月号

住宅ローン控除の調書方式が始まります

今年の年末調整、申告から

今月は 2022 年度税制改正で決まった住宅ローン控除の改正について解説します。

改正前の制度においては、金融機関から交付された年末残高証明書を添付し初年度は確定申告を行い、2年目以降は①金融機関から毎年交付される年末残高証明書と②申告をした税務署からまとめて送られてくる2年目～最終年までの控除申告書を1枚ずつ添付し年末調整等の手続きを行う、という流れでした。この手続きについて、上図のとおり金融機関が税務署に年末残高調書を提出し、納税者は税務署から送られてくる「控除証明書」のみを添付する「調書方式」が事実上今年から始まります。ただ、経過措置があり金融機関の対応が間に合わない場合はこれまでの2種類の書類が必要な旧方式でOKとなっていて現状大手銀行は大半が対応していないので結局のところ新制度と旧制度が並列する状況になってしまいました。

さらに新制度の控除証明書もe-tax上でデータ受領する方法と今までどおり紙で送られてくる方法を選択できるようになっていて

制度が濫立し混乱必至か

紙での送付を選択すると3年目以降の残高は分からぬ状況でまとめて証明書が送られてくるため、結局今までと同じ控除額が記載されていないものが税務署から送付されます。あり得ないことに、この状況で銀行からの残高証明書は来ないことになるので毎年の残高を返済予定表等で自分で調べて記載することになっており、またもや現場は混乱必至です。そもそも新制度のデータ受領は11月以降にデータが送付されるので年末調整に間に合わないケースも多々想定されます。正直なところ制度設計の担当者が無能としか言いようがありません。また、今までどおり繰上返済により年末残高が変わった場合は納税者側で控除証明書の年末残高を修正するので、データ受領でも諸問題は解決されません。

つまるところ、コスト削減等でデータ授受に移行したいものの行政として対応不可能な人を排除できず完全データ化が頓挫し制度が濫立して結果前より不便になる、という最近行政に多い悪循環が生じています…

今月のコメント

先日無事初のハーフマラソンに参加することができました。当日は雨で寒さの中のレースでした。結果は14キロ地点の閑門に引っ掛かり完走できず不完全燃焼に終わりました。自分のGPSタイムではギリギリ完走できるタイムのつもりであと7キロ走るつもり満々でしたが目の前で閑門が閉じてしまい残念な結果となってしまいました。人数が多くタイム順で遅いグループはスタートの位置がかなり後ろで最初の1キロがどうしても遅くなってしまうことも1つの理由ですが、どちらにしろ明らかにほぼ最下層でしたので単純に完走するための実力が足りていないことを実感できました。とはいってもマラソン大会の雰囲気を味わいとても刺激的でしたし、あいにくの天気でしたので晴れの日にも参加してみたいと強く思いました。とりあえずスタミナよりもスピードが足りていないことが分かりましたので今後1年間の練習では短い距離でスピードを上げる練習に取り組みたいと思います。来年も申し込んでぜひリベンジしたいと今から燃えております！

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp